

雑報

埼玉県道路公社公告第一号

道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号）第十条第一項の規定による有料道路の建設工事を次のとおり完了するので、同法第二十二條第二項の規定に基づき公告する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県道路公社理事長 田中 勉

一 路線名

県道越谷流山線

二 有料道路名

三郷流山橋有料道路

三 工事完了の区間

埼玉県三郷市前間から千葉県流山市三輪野山まで

四 工事の種類

改築

五 工事完了の日

令和五年十一月二十五日